

## 地域医療構想で定めるべき事項の確認

地域医療構想は、医療法上「構想区域における将来の医療提供体制に関する構想」と規定されており、法令に基づく必須項目は以下のとおりである。

- (1) **構想区域**の範囲設定
- (2) 構想区域ごとの**将来の病床の機能区分ごとの必要病床数**（厚生労働省令の定める算定式により算出したうえで、流入・流出を調整）
- (3) 構想区域における**将来の在宅医療等の必要量**（厚生労働省令の定める算定式により算出）
- (4) **構想の達成**に向け、**病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項**（構想の実現をどう進めるか）

### 【地域医療構想の策定プロセス】

